清流の国ぎふ大学生等奨学金現況報告書



Uターン就業者

就業2年目~5年目の4年間、毎年提出が必要。 6年目に返還債務免除申請をします。

進学者

在学中、毎年提出が必要。

卒業後、岐阜県内に就業が決定した場合、返還債務履行 猶予(1号)の申請をします。 貸与決定番号 第12345 号

主 注所 〒500-8570

岐阜県岐阜市薮田南2-1-1 ミナモアパート201号

..... 氏名

奨学 勉

連絡先 (携帯電話番号)

090-0000-0000

メールアドレス c11143@pref.gifu.lg.jp

清流の国ぎふ大学生等奨学金条例施行規則第15条の規定により、下記のとおり現況を報告します。

記

び済債務の履行を猶予する要件に関する現況

【1号猶予 Uターン就業者】
○年○月○日から、(株) ●●●にて就業中

【2号猶予 進学者】
○年○月○日から、▲▲▲大学院に在学中
(現在□年生/□年課程)

修了予定 ○年○月○日

添付書類

- 1 従事する法人等の名称及び期間等を証明する書類
- 2 その他知事が必要と認める書類